

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年4月1日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いします。

質問のある方は手を挙げてください。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

おととい、東京電力が柏崎刈羽の保安規定変更認可申請の案のようなものを規制委員会に提出したようなのですけれども、ようなのですというのは、私ら記者にはぺらーが配られただけで何の説明もなく、よく分からないのですが、委員長はこれを御覧になりましたでしょうか。

○更田委員長 保安規定の申請があったという報告は受けていますけれども、つぶさにそれは見てはいないですね。現物ではないだろうとは思いますが。

御記憶にあると思いますけれども、設置変更許可の判断をする際に7項目の問いかけのようなものを規制委員会の方から行って、それに対する回答のような、それを受けた反映のようなくだりがあるということは、それは当然のことで、保安規定にちゃんと書くようにということなのですけれども、そのときの回答文書が、別添なのか何なのかというような形式でついているということは報告を受けています。だから、まだ具体的にその表現等々に関して詰めて見たわけではありません。

○記者 事後、御覧になっていただければよろしいかと思うのですけれども、一応布告的なことを申し上げますと、前振りをさせていただきますと、当時を思い返すと、廃炉と賠償をやり遂げるということをきちんと盛り込んで、この保安規定というのは作ってくださいというのが、僕が記憶している限りでの規制委員会側のオーダーだったと思うのですけれども、今回この保安規定の中に、なぜかこの賠償という言葉はごっそりと抜け落ちております。それで御所感があれば教えてください。

○更田委員長 これは文書を前にして議論すべきことだろうと思いますけれども、規制委員会が問いかけた項目の表現と、それから、今回東京電力が申請をしてきた保安規定の文言とをきっちり机に乗せた上で検討すべきことだろうと思いますし、いずれにしろ保安規定はまだ申請を受けたばかりなので、今日も審査状況報告の中で話がありましたけれども、7項目以外の、例えばBWRの保安規定なので、そもそも重大事故等対策の

中にベントが含まれているというようなこともあって、技術的に検討しなければならぬものはほかにもいくつもあるので、それはそれで審査会合で詰めていくこと、審査していくことになると思いますが、この7項目については、いずれ委員会でまず議論をするということで、これからだというふうに思っています。

○記者 もう一つなのですが、東京電力が福島第一原子力発電所の廃炉について、この10年間ですね。2021年から31年までのおおむね10年で1兆3700億円かかるという試算を出しました。これについての委員長の所管がありましたら、教えてください。

○更田委員長 費用そのものに対して、私なり委員会として特別な見解を持つものではありませんけれども、ただ、やはりその時点その時点でのリスクに対処するため、それから、廃炉作業をいたずらに暗礁に乗り上げることをないようにしていくために、適切な投資は惜しまないでしてもらいたいと思っていますし、額の総額云々というよりも、しばらく前まで人手不足ではないかというような議論もありましたけれども、東京電力には福島第一原子力発電所の廃炉に対して十分な資源の投入をしてほしいという規制委員会の考えには変わりはありません。

○記者 最後にしますけれども、私が何回も東京電力に聞いていることは、今、2号機の廃炉を優先していくということで、福島第一原発2号機の廃炉というかデブリの取り出しを優先していくということで、内部からサンプル採取をするための準備を進めているのですけれども、そのサンプル採取から、恐らく数百トンに及ぶであろうデブリを取り出すということをつなぐ研究の成果なり方法の具体論であるということは、今、全く見出せていない。その見出していない中で試算、この試算も怪しいですけれども、1兆4000億円も使っていくということだけは先に発表されるというのは、後先が逆なのではないかと私は思うのですが、委員長、どのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 一般論としてそれはなかなか難しい問いかけだろうと思います。というのは、やはりこれからの資源を考えていく上では、一定の額を見通さざるを得ないのは組織として当然のことだし、一方で、あの廃炉の作業のこれからの内容を考えたときに、投入する資源に確からしさを持たせろというのはなかなか難しいことだと思っています。2号機からデブリの調査に入るとしても、本当に最初は耳かき、スプーン1杯ぐらいから入って行って、組成なり調べていきますけれども、それは2つの視点があって、1つは事故の進展がどのようなものであったかという調査分析の視点もありますけれども、一方で廃炉の方となると、組成がどうこうというより、場の線量がどのくらいにたっているのか、そういったことの方が非常に重要で、今後は要するに遮蔽をどのように取るかが勝負になっていくので、それすらまだなかなか分からない状態ですし。

また、給水が喪失している期間が号機によって違うので、2号機で得た情報が、例えば1号機はより溶融が進んでいる可能性がある。ですから、2号機で得た情報が1号機に適用できるとも限らないので、デブリの取り出しに関しては再三申し上げますけれども、まだまだこれからであって、そもそも見通しを立てるのは非常に難しい。

一方で、予算であるとか資源という観点からすると、やはり計画は立てざるを得ないというのは、これはこれでまた致し方のないことだろうと私は思います。

○記者 本当に最後にしますけれども、一番心配しているのは、要するに10年後に、1兆円使ってしまった、でも、まだまだこれからです。でも、実際は全く進んでいない可能性も否定できないわけですよ。でも、今前向きに進めていますということで、要するに金ばかりが使われてしまって、これはもんじゅで起きたことと変わらないのですね。こういうことを非常に危惧しているわけです。

それを危惧している記者は多くいると思うのですが、そのようなことにならないために、規制委員会として、その段階段階でチェックをしていくということをするのでしょうか。どうなのでしょう。

○更田委員長 まず1つ、もんじゅを比喻に出すのはちょっとふさわしくないように思っていて、もんじゅと違って福島第一原子力発電所の場合は、飽くまで本当に全くいまだに状況をつかむことすら難しい部分を残している廃炉作業なので、ちょっと比喻が違うようには思います。

その上で、これまでの廃炉作業を見てみると、これまでの廃炉作業で言えば、海水配管トレンチにしてもそうですし、建屋滞留水にしてもそうだし、それから、それらの浄化にしてもそうで、投入した資源は空振りに終わることはなかったと思っています。それは細かいところではあるかもしれないけれども。

更に言えば、4号機、そして今進めている3号機からの使用済み燃料の取り出しに関しても、これはもちろん振り返ればこういう投資でできたとか、ああいう投資でできたという議論はあるかもしれないけれども、それでもその投資は効果を上げてきたものだと思います。更に言えば、規制委員会は凍土壁の機能について何度か疑問を掲げられてきたところではあるけれども、ただ、今のところサブドレン主役で凍土壁と相まってコントロールでき、状態がよくなってきたことは事実。

ヨシノさんがおっしゃるように、この投資が本当に必要かということがより大きな問題になってくるのは、やはり中心部ですね。炉心に取り付くようになっていったときのアプローチの問題だろうと思いますけれども、ただ、本当に難しい作業なので、一定の試行錯誤は避け得ないのではないかと考えています。東京電力に対して試行錯誤のないようにというふうに求めるのは、これは無茶な注文だろうと思うのです。本来であれば、建屋がもつのであれば、水中でやりたい。だけれども、今、気中というような方へかじを取ってきているけれども、気中となった途端に今度は遮蔽の問題が非常に難しくなってくる。

やはり試行錯誤はあるのだろうと思いますし、後から振り返ったときの予算上の無駄というのは飽くまで結果論であって、これをあまり詰め過ぎるのは、逆に安全上の観点からも好ましくないだろうとは思っています。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。

フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

今日の定例会の中でも御指摘、御言及があったと思うのですが、新型コロナウイルスの感染拡大について、その影響をちょっと伺いたいのですが、今後、より状況が厳しくなった場合、例えば都知事が言うようなロックダウンだったりとか、緊急事態宣言が出されるというような場合の御対応は、現時点ではどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 これはこここのところ最も注意を払っているところであって、今の状態、もう既に説明は受けておられるかと思えますけれども、一昨日、3月30日から特別な勤務体制を取っていて、できるだけ在宅勤務のできる者は。というのは、規制委員会の作業の多くは膨大な資料の読み込みであったり、あるいは審査書を調べたりという作業がありますので、在宅でも、あるいはテレワークでもできるものが随分あるので、それは効果を上げている。

更に段階が一段進んだとき、このときに今一番気を使っているのは、緊急時対応体制だけは確実に維持をし続けなければいけない。緊急時、例えば警戒態勢、警戒事象のようなものに入ったときというのは、官邸や、それからこの3階にありますERCで、それぞれ訓練を受けた者が機能班というものをそれぞれ作って、そして対処をする。そのための訓練も重ねてきていますけれども、これを今回2つに分けて、その2つのチーム、仮にA班、B班とすると、A班、B班の接触をできるだけ少なくして、共倒れにならないように。ですから、仮に規制委員会、規制庁の中で感染者が出るというような事態になった場合においても、少なくともA班、B班の一方は働けるような状態を作っておくという対処はしています。

これと同様に、規制庁の中の支分組織、課であるとかグループですけれども、これも既に2つに分けてあって、感染による影響が出てしまった場合でも、それぞれの支分組織の機能は維持できるようにというふうな準備をしているところです。

○記者 ちなみに、例えば今日のような定例会のようなもっと大きな意思決定をしなければいけないような場面の会議の開催については、現時点でどのようにお考えですか。

○更田委員長 これは現時点では、次週は4月8日で、これは開催の予定でいますし、今の時点で特に委員会の開催をとというのは、このフェーズでは考えていないですけれども、お尋ねのようにもう一段進んだケースになった場合というのは、委員会の開催を隔週にするであるとかといったようにせざるを得ないだろうと思っています。

ただ、委員会はそんなに大勢が集まるわけではありませんし、規制庁のメンバーの出席者を絞るということはあるかもしれませんが、次の段階、更にもっと事態が進んでしまったとなると委員会どころではないというふうになる場合もありますけれども、次のステップでは委員会の開催を隔週にするというようなことはあるだろうとは思っています。

○司会 それでは、コツボさん。

○記者 朝日新聞のコツボと申します。

敦賀の資料の書換えの問題についてお尋ねいたします。

日本原電が今月にも説明ができるのではないかというようなお話もありますけれども、説明があった場合、そこに期待するようなことなどありましたら、どういうことが知りたいか、そのあたりをちょっと教えていただけないでしょうか。

○更田委員長 期待と言われるとなかなか難しいのですけれども、ただ、やはり経緯をつまびらかにしてほしいと思いますし、それから、生データの提出を求めていますので、しっかりその生データが提出されることがまず一番大事。その生データから日本原電が規制庁に対して提出してきた資料というのは過去のものもあり、それから、今問題になっているものもあり、それぞれの変化に対してきちんとした説明を、変化がある場合にはその変化について説明をしてもらいたいと思っています。

それから、そもそもの認識として、柱状図に手を加えるというのは、日本原電は見解の相違とか意思疎通の問題であったと言っているけれども、私たちはそうは思っていないのですね。そもそも観察記録そのものを書き換えるというのは、科学や技術の常識に反するのではないかという問いかけをしています。ですから、この問いかけに関してしっかりと説明をしてもらいたいと思います。柱状図は様々な、建設関係等々でも柱状図がどう描かれるべきかみたいなガイドみたいなものもあります。そういったものを私たちが見た上で言っているけれども、やはり直後に受けた原電の説明というのは、到底受け入れられるものではないので、しっかりとそこは説明をしてほしいと思います。

○記者 ありがとうございます。

そういったお話を是非お聞きしたかったのですが、要は補正書はそれで生データが開示されて、書き換えたところが元の記述に戻るとか、そういったことで済む問題なのかということですね。例えば、科研費の申請とかでしたら、改ざんや捏造、盗用などがあった場合は、これは申請できなかつたり、お金を返してくださいというようなことにもなるのですが、規制委として処分というのは法的には難しいのかもしれないのですけれども、こういった扱いを資料にすることについて、説明を受け入れると、それで済とできるものなのかどうか。

○更田委員長 それは日本原電の説明次第だと思っています。まだ日本原電から説明を受けていない段階でこれを申し上げるのはふさわしいとは思いませんけれども、ただ、やはり柱状図という観察記録に対する姿勢を、そして、それを誤った扱いをしてしまったというのだったらその説明をしてほしい。今のところ原電は、誤った扱いだとすら言っているわけではなくて、これは意思疎通の問題です、見解の違いですと言っているのです、あの扱いが誤った扱いだとすら言っているわけではないので、ですから、そのところは従来からの主張を維持されるのであれば、更に説明をしてもらいたいし、説明を変え

るのであれば、それは経緯も含めてきちんと説明してもらいたいし、それは飽くまで原電の説明を受けてからになると思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 タケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

冒頭のヨシノさんの質問、冒頭の東電のお話に戻ってしまうのですが、すみません。過去の適格性のときの議論、完全にフォローはできていないのですが、あのときに適格性を認めた際に、保安規定に明記するようにと東電側に求めていましたが、改めてなのですが、保安規定に明記させることで規制委員会としてどのような効果を狙っているのかというのはお伺いできますか。

○更田委員長 あのとき7項目の問いかけを規制委員会としてはしているわけで、それに対して東京電力から、小早川社長から返信というか、文書が来ています。ただ、この文書の位置付けというのは、言ってみれば東京電力から規制委員会に対する手紙という位置付けであって、この文書に対して履行義務を求めるとかそういったものではないので、保安規定はきちんとした法令上の位置付けのある文書ですので、そこへきちんとその趣旨を書き込むようにと求めていたところなんです。今回、その案が出てきているというフェーズだと思っています。

○記者 分かりました。

今日の定例会での議論の中で、委員長が、適格性についての議論自体はもう設置許可の段階で終わっている。ただ、7項目がきちんと保安規定に書かれているかどうかについては、審査でまた見る必要があるというようなことをおっしゃられて、最後、委員会での議論ということ、結局、一部するということになったと思うのですが、委員会での議論ということ、適格性の確認自体は終わっていて、きちんと書かれているかという意味では、外形的なもの、文面がちゃんと整っているか、そういうことになるのでしょうか。

○更田委員長 あそこで申し上げた意見は、申し上げたとおりではあるのですがけれども、いわゆる適格性の確認というのは設置変更許可が請け負っている部分であって、設置変更許可の時点でその確認をしている。ただ、確認をしたことが保安規定にきちんと書かれているかどうかという点はこれから見ていくと、そういうことだと思っています。

○記者 そういう意味で、実際に適格性の確認があったのが2年半前だということもあってなのですが、それから東電はこの2年半のいろいろな活動があった上で、それで、お伺いしたいのは、東電の2年半の活動を踏まえて、今、当時の社長の誓約、確約というものが、この2年半の活動を見たときに、守られているのかどうかというのは、委員長からはどのように現時点で御見解がありますでしょうか。

○更田委員長 これは、だから、廃炉もいろいろ苦戦もしたし、ミスもあったし、それは

当然、難しい作業を進めているわけだから、そういったことはあるだろうと思いますけれども、まだやはり東京電力は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に取り組んで、いくつかの進展も見られているわけで、こういった適格性で規制委員会が法令に基づいた権限をこれに関して行使できる範囲というのは、やはり外形的。外形的というのなかなか定義のはっきりしない言葉ではあるのですけれども、おおよその確認にとどまらざるを得ないのだろうとは思いますが、ただ、著しく約束に対して反する行為があったとは思っていない。懸念を持ったときには、その都度指摘をしているということだろうと思います。

○記者 これは姿勢の問題なので、正に難しいのだと思いますが、姿勢の中で重視されているのは、正に主体的に廃炉や賠償に取り組むかというところを誓約させて、そこを落とし込むようにと言われたと思うのですが、姿勢の部分で見たとき、この2年半は姿勢としてはやっているという感じなのですか。

○更田委員長 これは私は繰り返し言っているので、御承知のことだろうと思いますけれども、私が不満に思ったのは、いわゆる処理済み水の処分に当たって、東京電力が取り続けてきた姿勢というのは、主体性としては足らざるものがあったのではないかと思っています。

もちろん、非常に大きな意思決定で、まだ決定に至っていないわけだけでも、この選択の中で、東京電力としてはという、もっと東京電力が前に出る。国や国の委員会に丸投げするというのではなくて、そこでの決定を待つということを繰り返すのではなくて、やはり事故の当事者として東京電力がもっと前へ出て、きちんと意図を表明するべきであったと思っています。

ですから、そういった意味で、全てが規制委員会や私が考えているようだったとは決して言わないですけれども、しかし、それをもって不適格というのも、そういったものでもないだろうとは思っています。

○記者 先ほどおっしゃられた規制の権限の行使は外形的にならざるを得ないというのが、その辺りなのかなと思って見ているのですが、今度議論するに当たって、例えば、この2年半というか、申請している当事者が申請内容を守れていないような状況で申請されたら、当然、それは困ってしまうのだと思うのですが、例えば、この2年半を振り返って、申請しているような事実が守れているのかというのは、問いただしたり、レビューしたりする考えはありますか。

○更田委員長 それは、これまでも懸念を持った場合には、都度、東京電力には投げかけてきていて、先ほども挙げましたけれども、いわゆる改善活動というのが、本当によい面で、安全上や廃炉の作業によい効果として働いているのかどうか。そして、基本的な、根本的な要因というのは人手が足りていないことにあるのではないかという懸念を持ったために、私たちとしては、地方事務所長から直接の見解を聞いたり、それから、やはり東京電力、これはCEOとの意見交換の際にも投げかけましたし、それをもって体

制の強化がなされたということをもって一応の了としたわけですが、これは保安規定であるとか、いざというときは保安規定に書かれているということが、規制委員会側としては、例えば、東京電力に強制しようとするときに武器になるわけですが、ただ、そんなものはなくても、都度、懸念であるとか、問題意識というのは東京電力に伝えて、その都度確認するように努めてきていますので、そういった意味で、これまでも懸念を持てば、投げかけて確認をしてきたし、今後もそうしていくことになるだろうと思います。

○記者 今、保安規定に書かれていることが武器になるとおっしゃられたので、そこだけ最後に確認したいのですが、基本姿勢という部分なので、保安規定をもし守れていなければ、当然、指摘ができて、最終的には必要な措置として停止だとか、いろいろな保安上必要な措置を求めることができると思うのですが、この基本姿勢をもし東電ができていなかった場合、規制委員会はこれをもってどのような強制措置ができるとお考えでしょうか。

○更田委員長 少しお答えとしては繰り返しになりますけれども、7項目の問いかけをしたときに東京電力から戻ってきた返書といいますか、返事がただの東電から規制委員会に対する手紙で終わってしまったら、私たちはそれを根拠に何ができるというものでもないのですよね。

私たちがこれは明らかに約束違反ではないかという認識に仮に立ったとしても、その返書が効力を持つわけではないけれども、ただ、その返書の内容が保安規定に記載されていたら、私たちはそれで違反が取れるわけです。保安規定を遵守するという法律的な義務を被規制者は負いますから、私たちはこれを保安規定違反と。そういった意味で、保安規定にきっちり書かれているということは、私たちが強制力をもって東京電力に接しなければならない事態が来たときに武器になるわけです。

それから、では、保安規定違反がどういう形に結びついていくか。それは保安規定の違反の重大さにもよりますけれども、当然、施設の利用の停止を求めることだってできるわけで、そういった意味で、保安規定にきっちり書かれていることの意味というのは、単にお手紙をもらったということよりも、ずっと大きな意味があると思います。

○記者 基本姿勢なので、なかなかそこを規制の方も運用が難しいかなと思うのですが、これはもう基本姿勢に書いてくれといっても、これしか。運用をどう考えているかなと思ったのですが。

○更田委員長 これはお尋ねの方も多分認識されているのではないかと思いますけれども、非常に定性的にならざるを得ない。線引きがはっきり明確なわけでもないし、こういう事例になったらとか、定量的に、例えば、懸念の事項が三つだったらとか、五つになったらという数字で言えるものでもない。そういった意味では、難しいと思います。

ただし、ですから、定性的にしかお答えのしようがないのですけれども、ただ、約束に対して約束を著しくたがえるようなことがあった場合には、強制的な措置だって視野

に入ってくるということだと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。フクオカさん。

○記者 日本経済新聞のフクオカと申します。

コロナウイルスに関連して2点お伺いします。

一つは、今、審査会合が事実上開けない状態が続いていますけれども、ウェブでの開催にしても、いつ頃再開できそうかという見通しがもしあれば、教えていただきたいのと、あと、海外との行き来がもうほぼできない状態になっていますけれども、原子力規制分野での国際協力への影響など、もし懸念されていることがあれば、教えてください。

○更田委員長 まず、一つ目のお尋ねですけれども、審査会合について、今の段階、今の状況がもし変わらず推移するのだとすれば、ウェブ会議等を使った試みというのは、2週間以内にはだんだん取れるようになるだろうと思いますし、仮にウェブ会議のようなものがうまくいかない場合であっても、これは公開の公式の文書を発信するようなことでやり取りはできるだろうと思っています。ただ、どうしても影響が出る案件と、それほど大きくは出ない案件というのは、審査の進み具合といたしますか、進んでいる段階によって違いが出てきます。

それから、更にもう一段階厳しい状態になったらということだとすると、これはなかなか厳しくなってくると思います。それぞれが、例えば、在宅勤務しているメンバーとの間をつないでと、接点が大きくなればなるほど回線速度が落ちたり、様々な問題がありますから、更にこの新型コロナウイルス感染症対策がもう一段ないし二段引き上げられるような状態になった場合は、進行中の審査に影響は避けられないだろうと思っています。

二つ目、海外ですけれども、確かに、例えば、私たちがサポートをしてもらっている新検査制度に関して言うと、ちょうど米国原子力規制委員会からベテランの検査官が1人在日中だったのですけれども、先週かな、金曜日、急遽帰国せざるを得ない状態になりました。

それから、こちらからは、IAEAでいうと、例えば安全条约会合であるとか、こういった大きな会合も予定をされていましたが、それから、海外の研究機関との間の情報交換等のための出張、更に言えば、保障措置関連なんかの出張がありましたが、これらが全て駄目になっています。

ただ、これは今、各国の規制当局とも、それぞれ対応を取っているものについて、やり取りを多少していますけれども、我が国の原子力規制委員会の置かれている状況というのは、欧州の規制当局、これも国の間でばらつきはありますけれども、置かれている状況よりはまだ少し穏やかな状況であって、更に言えば、こういったウイルス対策にどう対処するかというような議論も少し。ただ、今はその真っ最中ですので、まだそうい

った議論を活発にやるところまでには至っていない。

国際協力は、国際協力の性質として、この1～2週間、3週間で非常に困るといったようなことはないのですが、一つだけ、IAEAは保障措置活動、保障措置に係る査察活動だけは減速させないと言明しています。当然、海外から来る査察官は来られなくなっているわけですが、IAEAは査察要員を国内に置いていますので、この国内の要員による保障措置に係る査察というのは決して減速させないと表明していますので、そういった意味で、IAEAの査察には核管センターないしは規制庁の職員が必ず同行しますので、これはやらざるを得ないだろうと思っています。

これは保障措置の観点からすれば、どうしても規制物質の盗取、盗まれるとか、そういったようなことというのは、どさくさに紛れてということ懸念するのは当然なので、保障措置活動だけは維持をされる。したがって、規制庁としても、IAEA職員の出張であるとか、立入りに関しては同行せざるを得ないというのは、これは国際関係でいえば、今、対処しなければならぬ問題として抱えているのはそのぐらいです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方。ヒノさん。

○記者 毎日新聞のヒノです。

また事前会議の件について。

弊社のニュースサイトにアップした動画も見てくださったということで、国会の方で答えになっていただいたと思うのですが、これは3月10日の参院内閣委員会の杉尾議員の質問に対して、更田委員長は、2案から1案を選ぶような意思決定は行っておりません。打合せの場で方向性を打ち出すことはしません。規制庁職員による事実関係の説明しか行われません。このような案、これは文脈からいって命令文の原案だと思われるのですが、原案は委員との打合せで示されない。これは基本的間違いもあるようなものだから、委員との打合せで示されないようなものだというところをおっしゃっているのですが、これを見ていただくとおり、音声記録、その一部を動画で流したもののようですが、これは答弁と全く真逆、正反対の事実を示しています。これは答弁と音声記録のどちらが正しいのでしょうか。

○更田委員長 まず、国会で答えをしたように、私が規制庁職員・幹部との席において、例えば、2案から1案を選択するような意思決定をすることは事実として行ってないし、その認識には今も変わりはありません。意思決定は行ってない。意思決定は飽くまで公開の原子力規制委員会で行っています。

さらに、その資料に関してですが、資料に関して、今の時点でも、どの資料が、この資料がということに関して、一昨年のものであっても記憶がないのですが、これも国会で答えしていますが、いくつかの仮想的な選択肢を挙げてみて議論をするというのは、ブレインストーミングで行われることであって、公開され

た録画を聞きました。音声は私の音声だと思える。これも国会でお答えしましたし、それから、その内容の一部については、いかにも私の言いそうなことだと申し上げたのですけれども、確かに表にした方が分かりやすいとかというのは、いかにも私が言いそうなことではあります。ただし、録音を聞いた限りにおいても、ブレインストーミングの範囲であって、意思決定の過程ではないという見解に変わりはありません。

○記者 録音の中で、動画でも公開した部分に入れているのですけれども、基準に不適合だという論理を見やすいから2なのかなと。2にしなさいという言い方は確かにされていませんが、1は法務上難しいのかなとか、2なのかなということで、盛んに選ばれていらっしゃるのですけれども、これでも答弁と音声記録、これが全く真逆だとは認識されませんか。

○更田委員長 逆だという認識はありません。録音を聞いた限りにおいても、これはブレインストーミングだし、それから、例えば、仮想的な選択肢であるとか、様々な選択肢を挙げて、こちらの方がいい、あちらの方がいいという議論をしてみるということは、これはこういった案件に関してもよくあることだから、あそこの場で、録画を聞いた現在でも、あの場で、録画を聞いた現在でもという言い方はおかしいかな。そもそも委員長室で意思決定を行うなんてことは、全く私の認識としても、意識としてもないので、あの場で選択をしたとか、意思決定をしたという認識は全くありません。

○記者 これは会見での話なのですけれども、国会ではなくてね。配付資料を基に議論をした覚えはないというのを繰り返しおっしゃられているのですけれども、これは動画を聞かれても、議論をしていませんと言えますか。

○更田委員長 資料に基づく議論をしなかったというのは、これは要するに、徹頭徹尾、2案から1案を選択するための意思決定のための議論はしていなかったという意味で、この「資料に基づく」というのが、字義どおりという意味では、表現として言い過ぎであったかもしれませんが、事実と異なることを言っているという認識は今の時点でもありません。

○記者 動画のニュースサイトに出した直後、新聞記事が載った当日の3月26日の衆院原子力特別委員会、原子力問題調査特別委員会で、更田委員長は、私自身の5分の1の意見を形成するための過程というのは1人の意思決定プロセスだという、ちょっと聞き慣れない御発言をされていらっしゃるのですけれども、この場で1案がなくなったということであれば、これは組織としてのプロセスではないのですか。

○更田委員長 この大山生竹テフラに関して言うと、私としての意図のようなものは、ヒノさんがおっしゃる、打合せに先立つ会見の席でもう既に申し上げてしまっているのですね。まず、評価を求めないことには始まらないというようなことは会見の席で言っていて、ですから、当該打合せに関して言うと、これは私自身の意思決定の、もちろん誤りはないだろうか、そもそも大山生竹テフラというのは、規制委員会が自ら新知見を取りにいて、それをあらがう電力に強制しようとしているところなので、最後の詰めで

足をすくわれぬように、手続に関して詰めるためにブレインストーミングのようなことをやって、本当にこれで足元をすくわれることがないだろうかという検討はしますけれども、その時点でいうと、規制委員会としてもこれは規制強化に結びつけていこうという意思はその前の委員会で表明をしていますし、この段階は既に手続の取り方になっている状態なのですよ。

ですから、そういった意味では、この新知見、大山生竹テフラの知見を受けて、噴出量を見直して、そして、それが発電所の層厚に影響が出るようであったらば、これは強制力を持って規制強化をしようという意思決定は、ある意味その前の段階で形成されている。だから、どちらのプロセスに当たるものでもないだろうとは思いますが。

○記者 先ほど、原電の改ざん問題で、見解の相違だと原電が言っていることに対して、納得されていない様子。これは、私自身の納得はさておき、読者の方、一般の方が、これは見解の相違ということで済ませられると思われませんか。これは、最初の記者会見のときに、1月ですかね、今年に入ってから、これは毎日新聞さんとの見解の相違だとおっしゃっていましたが、これは今も変わりはありませんか。

○更田委員長 明確にお答えすると、あの場で意思決定や2案から1案の選択が行われたという事実はありません。さらに、委員会として意思決定を委員長室で行うなどということはありません。さらに、録音を聞いた現在でも、あれはブレインストーミングの範囲であったと思っています。

これと異なる見解を毎日新聞さんが持っているのであれば、これは見解の相違と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

○記者 そもそも1案が公開の委員会に出されていればその委員長のお話は説得力を持つと思うのですが、1案は公開の委員会に出ていませんよね。この場で1案はなくなったのではないのですか。そうは認識していないのですか。

○更田委員長 繰り返しますけれども、この場とおっしゃっているものよりも前の時点の記者会見で申し上げてしまっていますけれども、まず、関西電力に評価を求めるべきだという方針といいますか、方向性は出ています。しかしながら、最後の段階で手続上のそごによって足元をすくわれたりしないために、実際上はなさそうな、あり得ないような案も加えて議論をしてみるということは、それこそ正にブレインストーミングなのだと思います。したがって、今、1案とおっしゃっているようなものは、それに先立つ記者会見で申し上げている席でも、委員会に提出されるようなものではなかったと思っています。

○記者 先日も原子力特別委員会のときに説明の変遷表というものをあえてつけたのですが、これは御覧になりましたか。

新聞の方で、比較検討について、以前、記者会見で比較検討するのは時間の無駄、文書指導案は箸にも棒にもかからない案と。これが26日にどう変わったかという点、自分の方針が正しいかどうか確認するため、あえて成案にならない案も含めて議論するのが

ブレイクストーミングだと。

命令文、原案の配付については、出席したメンバーが誰も記憶しておらず、私も見た記憶がない、そんなものは配付された記録もないというのは、記憶はないが音声記録はあるわけなので、発言は私がいかに言いそうなもの。

あと、命令文の原案に対する修正指示が、ここをこう直せと指示を与えることはない、委員の指示による修正は想定していないとおっしゃっていたのが、誤解を招かないよう正確を期すために指示を出し、資料は修正されることがある。

これは事実が完全に変わっていますよね。事実が変わっていないとしたら、日本語が崩壊していますよ。

○更田委員長 本質を見ていただきたいのですけれども、委員が意思決定に影響を及ぼすような指示を個々の個別の打合せで伝えることはありません。ただ、既にこれは会見でも申し上げたでしょうけれども、本文の中で書かれているような数値を表にした方が分かりやすいとか、そういったことは国会でもお答えしましたけれども、分かりやすさや技術的な誤りについて指摘をすることは行っているものです。

資料の正確さであるとか、それから、手続上のそごによって、本質的に私たちが目指そうとしている規制強化が損なわれてしまわないように、そういった意味での資料に対する分かりやすさを加えたりということはあるというのは。

○記者 では、意思決定の話から規制の話にちょっと移りますけれども、先ほど、今、技術的な間違いを正すことはあるとおっしゃられていましたけれども、録音を聞くと、見直されるという言葉は基準不適合を想起されるという委員長の発言があったのは、これはお聞きにならなれましたかね。動画の中で、見直されるという言葉は基準不適合が想起されるという、委員長の発言でありましたね。

○更田委員長 はい。

○記者 これは実際になくなっているのですよね。12日の発表分では。これは、ここをこう直せといううちには入らないのですか。

○更田委員長 例えば、アプローチといいますか、関西電力に対して強制力を持って臨もうとするときには、手抜きとか、こちらが事実と異なることあるいはその時点でまだ明らかになっていないことを示してしまうと、足元をすくわれてしまうことになる。不適合かどうかというのは、その時点では分かっていないのです。というのは、そもそもまだ噴出量を変えた評価を行うことに関西電力が同意していなかったし、実際に関西電力の発電所にどれだけの火山灰がその噴出量を変えることによってどう変化するかも分かっていなかったの、不適合が何かの事実を基に示されていたら、明らかになっていたら、規制委員会はその時点で強制力を発揮することができますけれども、事実でないものに基づいて不適合だと言ってしまうと、事実でないというよりは事実が明らかに確定していない段階で不適合だと言ってしまうと、それこそ被規制者に足元をすくわれかねないのですよ。

○記者 基準不適合が分かるか分からないかと、今、おっしゃいましたけれども、基準不適合を認めるかどうかが問題ですね。バックフィット法制においては。規制委員会がですね。それは話が若干違うのではないですか。

○更田委員長 いや、あの時点では、疑いがあるから、新事実が出てきたから、評価をやり直してもらう必要があったのです。

○記者 2月26日の記者会見で、私が基準不適合と認定するかどうかは報告徴収命令案を選ぶ判断に影響しなかったのですかと尋ねたところ、更田委員長は影響していないと。その時点で不適合かどうかは私たちは知らないから影響しようがないと。

しかし、音声記録を聞くと、更田委員長は、新しい知見で、よく考えてみたら、自然条件に耐えられないから取り戻せというのと、差止め訴訟などでも基準不適合という論理を生みやすいのだろうな、そうすると2なのかなと発言していますね。これは、基準不適合だとある程度察しはついていたということですよ。はっきり言えば。

○更田委員長 だから、正にブレインストーミングなのではないですか。だからこそ。

○記者 これ、表の会議で話しましたか。こんな話。

○更田委員長 だからこそブレインストーミングなのです。例えば、申し上げているように、1案と呼ばれているものというのは、不適合であるということが評価の結果で確定されているものではないから、委員会に出てくるような、成案として出てくるような代物ではないけれども、であるけれども、到底成り立たないような案も出してみても、その視点に立ってみて発言するというのは、ブレインストーミングでとてもよくあることです。

○記者 これはまた反論すると同じループになって繰り返になってしまうのであれですけども、このくだりについて、特別委員会で斉木武志さんという議員が、これは電力会社側についているということではないのと、中立公正を害しているのではないかと質問されたのですよね。これに対して、委員長、何とお答えになったか覚えていますか。

○更田委員長 いや。

○記者 これは、私たちも行政不服審査や行政訴訟の対象になっている、行政訴訟において不当に不利な立場にならないように考えるのは当たり前だと御答弁されていましたよね。

差止め訴訟は行政訴訟ですか。

○更田委員長 差止め訴訟と言ったのだとしたら、間違いです。そうではなくて、その国会の委員の御質問に対してお答えしたのは、私たちが委員長の立場として行政訴訟を一定程度意識せざるを得ないのは事実として申し上げた。

それから、もう一つ、ブレインストーミングのときの案に対して、それこそ、極端な場合には、ブレインストーミングの際に、これは私に限らず幹部でもそうですけれども、相手の側に立って考えてみて発言するということはあることです。したがって、ブレインストーミングの一部分や、それから、ブレインストーミング全体、その会議全体もそ

うですけれども、DNPに対して、大山生竹テフラに対して、規制委員会がどういう姿勢を取り続けてきたかということは、これは1年半にわたってずっとやっていますから、一連の委員会、録画が残っています。一連の委員会や公開で行った事業者との意見交換、様々な機会でも1年半の流れを追っていただければおのずと明らかで、一つの打合せのある部分だけを取って言われても、それこそ見解の違いで無限ループに入るだけだと思いますけれども。

○記者 委員会の議論は、これ、わずか5分です。これは50数分あります。単純に、この議論を表でよかったらのではないですか。基準不適合をめぐる非常に貴重な原発規制の本質を突く話だと私は思うのですが、これはなぜ表でやらないのですか。

○更田委員長 それこそ本質を見ていただきたいと思います。規制委員会が、自ら見つけにいった知見に基づいて、規制委員会が、自らの意図で、あらがう事業者に対して評価を求めて、そして、火山灰に対する想定を結果として強化したわけです。規制委員会には、後送りしたいという動機はそもそもないし、そんなものがあるぐらいだったらそもそも始めていませんよね。

○記者 質問と答えが食い違ってきますよね。

○更田委員長 でも、本質で見たら。

○記者 表で議論したらどうですかというお話をしているのです。

差止め訴訟の話に戻りますけれども、これは差止め訴訟を行政訴訟だと勘違いしたということよろしいのですか。

○更田委員長 それは言葉の誤りだと思います。差止め訴訟ではなくて、行政訴訟という旨で申し上げました。

○記者 でも、録音の中では差止め訴訟と明確におっしゃっていますよね。

○更田委員長 それは間違いです。

○記者 どちらが間違いですか。録音の方が間違いですか。

○更田委員長 録音が間違えたというか、私の認識間違いです。

○記者 昨今の原発訴訟はほとんど民事であることは御存じですよ。

○更田委員長 はい。

○記者 ということは、差止め訴訟で。

○更田委員長 ただ、私は比較的頻繁に行政訴訟に関する説明を受けているので、そこら辺の混同はあったかもしれません。

○記者 差止め訴訟だとしたら、あのくだりは、電力会社側に、ある意味、止めないよう配慮するために基準不適合だと認めたくないという解釈できるのですが、これはどういうことになるのですかね。

○更田委員長 その日の録音だけを聞いていろいろな解釈をされる方がおられるのは致し方ないけれども、基本的に、そもそも、先ほども言ったように、ブレーンストーミングのときに、相手の出方を考えると、相手の方はどう取るだろうかと考えるのは、ブレ

ーンストーミングではごく一般的な手法です。したがって、一つの発言だけを切り取られても、そもそも本質を見ていただきたいといっているのは、そこです。私たち原子力規制委員会がこの大山生竹テフラについて後送りをしたいというのは、動機もなければ、それまでの経緯から照らしても、そんなことがあるはずがないではないですか。

○記者 これは43条の3の23のバックフィット命令、いわゆるこれはこの1例だけですよ。これまで適用したのは。

○更田委員長 バックフィットとはどういう。

○記者 バックフィットとバックフィット命令を混同して使われている面があるような気もしますが、この43条の3の23というのは、最終的にこの大山生竹テフラにおいて出されていますよね。バックフィット命令。

○更田委員長 ごめんなさい。ヒノさんが言っている43条の3の2というのが。

○記者 23。バックフィット命令ですよ。これは福島事故後に新たに原子炉等規制法で導入された。これが適用されたのは、最終的に実際に命令まで行き着いたのはこの1例のみですよ。

○更田委員長 ちょっとごめんなさい。その事実関係は、私の認識不足かもしれないけれども、事実関係の確認をしないと直接にお答えはできないけれども、バックフィットといえば、そもそも新規制基準に対しての適合を求めているのもある意味バックフィットではあるし、それから、それまで、これは国会でもお答えしていますけれども、命令を出す以前に、事業者がある意味白旗というか、事業者の同意が得られた場合というのは命令に至っていないけれども、高エネルギーアーク火災などは正にその例ですよ。ただ、事実関係については、いきなり問われても、今は答えられない。

○記者 火災検知器みたいなケースもバックフィットだとおっしゃるわけですね。基準引上げによるバックフィットかもしれません。

○更田委員長 バックフィットという言葉を広い意味で使っている場合には、新しい知見だとか、新しい気づきだとか、新しい理解に基づいて、これまでの基準には、今までは適合してきたけれども、要求レベルを引き上げることによってそれに適合してもらおうというのが、広い意味でのバックフィット。

ただ、広い意味でのバックフィットというのは、例えば、命令に至らなくても、事前に、なるほどそうだということで事業者も同意してくるケースだってあるし、そもそも評価にすら応じていないケースもあるわけで、それは様々だと思っています。

○記者 バックフィットの要件とは何でしたか。基準不適合と認めることではなかったでしたか。

○更田委員長 必ずしもそうではないと思いますよ。

○記者 少なくとも命令はそうですね。43条の3の23。

○更田委員長 だから、命令が出せるものには、先ほど保安規定での議論もあったけれども、命令というのは、違反に基づく命令というものもあるだろうし、様々なケースがある

だろうという理解です。

○記者 最後にしますけれども、この国会の審議で、音声記録を聞く限りにおいて多少ふさわしくない発言だったとお話ししましたね。これは行政訴訟のくだりでおっしゃっているのですけれども、これはどの部分のことを指していらっしゃるのですか。

○更田委員長 ごめんなさい。それは、今、ぱっとどこの部分とは。国会答弁であるのでその前後を確認したいと思いますけれども、そもそも、例えば、一人称でおいらと言っているみたいなのところもあって、そういったところは職場での発言でどうなのかなというものはあるのかもしれないけれども、ごめんなさい、今、ちょっと直接的に答えられないな。

○記者 要は、民事訴訟で、差止め訴訟なのだから、これは電力会社の味方をしているのではないのという文脈で斉木議員が尋ねているわけなのですけれども、これは、独立性、中立性を損ねていませんか。

○更田委員長 一連の原子力規制委員会の行ってきた、バックフィットもその一つですけれども、基準適合や、あるいは、最近でいえば特定重大事故等対処施設に対する対処ですとか、それから、私自身の1人の委員としての意見ですけれども、全体を追っていたいて、私たちは時に事業者側の立場になって考えてみるのは、それは事業者に足元をすくわれなためという配慮もあるし、それから、ブレインストーミングのときに自分を様々な立場に置いてみて意見を言うということもありますけれども、ただ、それこそ先ほどの外形的という言葉を使うのがふさわしいかどうか分からないけれども、私たちが事業者側に立っているというようなことは決してありません。それはおのずと明らかであろうと思っています。

○記者 音声記録とのそごについて、これまでの国会答弁を訂正されるお考えはありますか。

○更田委員長 ありません。

○司会 それでは、右の列の後ろの方。

○記者 河北新報のヤマガタと申します。よろしく申し上げます。

原燃の六ヶ所の再処理工場の関係でお伺いしたいのですが、先日、規制委員会の方から58項目の補正書の内容に関する指摘がありまして、それを受けて原燃の社長が今月上旬にも補正書を再度提出したいという意向を定例会見の方で先日晒されました。

それも踏まえてなのですが、どういった内容の補正書が再度出てくるかにもよると思うのですけれども、今後のスケジュール感あるいは進め方についてのお考えが今あれば、お伺いできればと思います。

○更田委員長 なかなか難しい御質問だと思います。確かに、日本原燃が4月上旬にと表明されたと、これも実際は報道を通じてなのですけれども、承知をしています。もち

ろん、最後になるのか、とにかく次に出てくる補正の出来具合そのものなのですからけれども、その一つ前の補正に対して、いくつも指摘をしていますけれども、指摘の数は多いけれども、いわゆる議論をやり直さなければならないというようなミスがあったわけではなくて、例えば、本文と添付文書との間のリンクが間違っているとか、あるいは記載が抜けているとかというものなので、そんなにもう一回審査会合を開いて確認をしなければならないというようなものはないのだろうと思っています。私は58項目のひとつひとつについて報告を受けたわけではないのではありますけれども、そんなに大きな影響はないだろうと思っています。

原燃が言われるように、4月の中旬に補正が出てきて、それを私たちが確認して、また補正書だけではなくてまとめ資料も重要なのですけれども、これらが誤りのないものに整ったとすれば、審査の結果に関する議論を委員会で、難しいですね、これはあまり正確ではないと思って聞いていただければですけども、ゴールデンウィークの前にできるかできないかというところだろうとは思っています。

○司会 ほか、ございますでしょうか。

以上でよろしいですか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—